

茨城県不法就労活動の防止に関する条例（案）について

1 制定の理由・背景

急激な人口減少に伴う人手不足が大きな問題となる中、県では、本県産業を支える優秀な外国人材を確保するため、外国人材から選ばれる県づくりを目指し、各種施策を推進してきました。

一方で、外国人材の活用を進めるに当たっては、不法就労などルールを守らない者に対し、厳格に対応する必要があります。

このため、県ではこの度、本県の不法就労者数が増加している状況に鑑み、不法就労活動の防止を図るための条例を制定することとしました。

2 条例骨子案

(1) 目的

不法就労活動の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に推進する不法就労活動の防止に関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)による措置と相まって、労働に従事することを目的として本県に在留する外国人の在留の公正な管理を図る。

(2) 規定内容

ア 県の責務

県の責務として、不法就労活動の防止に関する総合的な施策を策定・実施

イ 事業者の責務

事業者の責務として、不法就労活動の防止のために必要な措置を実施するとともに、県が実施する不法就労活動の防止に関する施策へ協力

ウ 県民の責務

県民の責務として、不法就労活動の防止に積極的に努めるとともに、県が実施する不法就労活動の防止に関する施策へ協力

エ 事業者等の理解の増進

事業者及び外国人に対し、広報活動及び啓発活動を通じて不法就労の防止に対する理解を呼び掛け

オ 不法就労防止推進月間の設定

不法就労活動の防止について、事業者及び県民の関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「不法就労防止推進月間」に設定

カ 調査の実施

外国人を雇用する事業者に対し、外国人の雇用の状況に関する調査を行うとともに、当該調査の際に判明した不法就労者等に関する情報について、警察等への通報を実施

キ 連携協力体制の整備

県と市町村、事業者及び県民との連携協力体制を整備